

令和6年12月版「経営事項審査申請の手引き」の変更点

○主な変更事項

目次

- ・ ページ番号等の修正

p.3

- ・ 「令和5年8月14日以前の日を審査基準日の点数」を削除

p.6

- ・ 「4 手数料及び納付方法」
⇒建設業許可・経営事項審査電子申請システムの開始に伴う時点修正

p.9

- ・ 「11 電子申請手続きについて」
⇒建設業許可・経営事項審査電子申請システムの開始に伴う時点修正

p.10

- ・ 紙申請で経営事項審査を受審する場合の申込み方法について、「LoGo フォーム」によるオンライン申請を追記

p.15～16

- ・ 「技術職員の6ヶ月超前からの雇用の確認資料の変更」
⇒健康保険証の確認資料とする際には、有効期限前であることの要件を追加
⇒雇用保険被保険者資格等確認通知書の写しを確認資料として追加
⇒所属企業の雇用証明書の写しを確認資料として追加
- ・ 「法人税確定申告書及び消費税確定申告書の写し」
⇒申告書の控えに税務署の受付印を求める記載を削除
- ・ 「工事台帳」「総勘定元帳」を提示する書類から削除
- ・ 「退職金一時金制度導入を証明する書類」
⇒「※③④については、対象者数・氏名が確認できるものを併せて提示」の記載を削除

p.30

- ・ 6ヶ月を超える恒常的な雇用関係の確認表の更新

p.43

- ・ 工事経歴書の記載例の修正
⇒ 建設業許可・経営事項審査電子申請システムの様式と統一

p.64～65

- ・ CPD 単位取得の記載方法を追加
- ・ 若年技術者の確認表の更新

p.73

- ・ 「建設機械の保有状況一覧表」の記載例の変更

p.76

- ・ 雇用証明書の参考様式を追加

p.78

- ・ コード「005」の該当する政令の条修正